

# 東弁往来



第57回

## 法テラス旭川・ 流氷の町ひまわり基金法律事務所 視察交流会

公設事務所運営特別委員会委員 高見 智恵子 (70期)

### 1. はじめに

日本列島に春の嵐が吹き荒れた2018年3月2日、公設事務所運営特別委員会を中心とする総勢14名で、法テラス旭川法律事務所・法テラス旭川地方事務所(北海道旭川市)、流氷の町ひまわり基金法律事務所(北海道紋別市)を訪問してきました。悪天候のため交通の乱れが心配されましたが、予定どおりのスケジュールで各事務所を訪れることができました。

### 2. 法テラス旭川法律事務所・ 法テラス旭川地方事務所

法テラス旭川法律事務所には、北越一成弁護士(65期)がスタッフ弁護士として勤務しています。各事務所を見学後、法テラス旭川地方事務所の富川泰志所長、万字達副所長にもご出席いただき、交流会を行いました。

法テラス旭川法律事務所が取り扱っている事件は一般民事が多く、続いて刑事、家事、成年後見等が一定数あります。また、事務所から車で30分ほどの距離にある旭川刑務所に出張して、受刑者からその処遇等に関する法律相談を受けることが多いそうです。法律相談以外にも、旭川管内各地での講演活動や社会福祉協議会の職員と一緒に成年後見制度を題材にした演劇をする等、市民への情報提供にも力を入れているとのことでした。

さらに、法テラス旭川は、司法ソーシャルワークを積極的に推進しています。その取り組みのひとつが、2017年11月に旭川市、法テラス旭川と旭川弁護士会が協定を結んで始めた制度「リーガルぷらっとホーム」です。旭川市役所で毎週水曜日に、スタッフ弁護士

が生活保護課のケースワーカーから保護受給者が抱えている問題について話を聞き、情報提供をしています。相談ごとがあるときに、予約なしでも気軽に「ぷらっと」来てもらいたいということから名付けられたそうです。

「リーガルぷらっとホーム」では、ケースワーカーが生活保護受給者と一緒に相談に来ることもあります。ケースワーカーが同席することで、相談者ひとりでは上手く説明できないことでも補足して弁護士に話してもらうことができます。制度開始から現在までに117件の相談があり、このうち法律相談に繋がったのが107件、受任率は約60%と通常の法テラスのセンター相談よりも高い受任率となっています。

ここでは、ひとりのスタッフ弁護士が定期的に市役所に赴き、保護課のケースワーカー達と直接会って相談を受けるという、「顔の見える関係」ができます。スタッフ弁護士だからこそできる活動であり、お互いの顔の見える関係性が受任率の高さにも繋がっているのではないでしょうか。関係機関との信頼関係を丁寧に築きながら司法アクセスの改善に取り組む「リーガルぷらっとホーム」は、司法ソーシャルワークそのものを表している活動だと感じました。



法テラス旭川にて

法テラス旭川が最近始めたもうひとつの司法ソーシャルワークに、旭川以外の14の自治体、2つの社会福祉協議会との間の弁護士ホットラインがあります。福祉関係職員からの電話相談にスタッフ弁護士が直接対応しています。法テラス旭川の管轄地域はとても広いので、全ての地域からの司法アクセスを保障するために、弁護士ホットラインは今後とても重要な役割を担っていくものと思いました。

北越弁護士は、広い管内で他の弁護士がカバーできない部分をカバーできた時、旭川にスタッフ弁護士として赴任した意義を感じたとのことでした。また、引き受け手を見つけるのが困難な事件でも、その人の話、人生に共感しながら取り組んでいるという北越弁護士の話はとても印象的でした。

### 3. 流氷の町ひまわり基金法律事務所

法テラス旭川から、吹雪の中、バスで移動すること約3時間30分、紋別市にある流氷の町ひまわり基金法律事務所を訪ねました。名前とおり、事務所近くのオホーツク海では1月中旬から3月中旬にかけて流氷を見るることができます。流氷の町ひまわり基金法律事務所は、2011年12月に開設された公設事務所であり、2016年7月から長岐和恵弁護士(67期)が2代目所長として勤務されています。事務所訪問の後は、紋別プリンスホテルに場所を移し、意見交換会を行いました。

事件類型としては、債務整理や借地に関するものが多く、その他多種多様な内容の一般民事、刑事があり、近年は成年後見事件が増えているそうです。また、水産業や農業が盛んという地域柄、漁協や農協にある独特のルールが関係した相談もあるとのことでした。

流氷の町ひまわり基金法律事務所による司法ソーシャルワークへの取り組みはとても進んでいます。長岐



流氷の町ひまわり基金法律事務所にて



オホーツク海沿岸に辿り着いた流氷

弁護士は、周辺町村での無料法律相談会や士業合同相談会を実施したり、保健福祉部・地域包括との意見交換会、保護係との勉強会への参加、市民講座、紋別高校での講演からケーブルテレビや啓発劇への出演といった幅広い活動を行っています。

また、最近では、生活に困難を抱える人で、相談先がわからない人たちの受け皿を提供するための組織、「紋別セーフティネット」の立ち上げを行っているそうです。この企画は、勉強会などを通じて知り合ったメンバーと一緒に問題意識を共通化し、組織として問題解決に取り組みたいとの思いから始まったものです。

長岐弁護士は、勉強会、講演会や相談会で出会ったメンバーが繋がってひとつの活動に向けて行動するなど、ひとつひとつの活動が次の活動に繋がっていくことに、仕事のやりがいを感じているそうです。

また、長岐弁護士からは、紋別市では今後、増加傾向にある成年後見の受け皿をどう増やしていくかが課題で、市民後見人の養成や成年後見センターの創設にも取り組んでいきたいとのお話をありました。

### 4. おわりに

法テラス旭川法律事務所の北越弁護士も流氷の町ひまわり基金法律事務所の長岐弁護士も、厳しい環境の中、長距離の移動をしながら、司法アクセスの改善のために日々全力で活動されています。移動の大変さは、ほんのわずかでしかありませんが今回の視察で身をもって体験しました。弁護士の移動が大変ということは、市民が弁護士に自らアクセスすることの大変さの裏返しでもあります。北越弁護士や長岐弁護士の活動が、今まで司法にアクセスすることが困難だった人たちへ大きな変化をもたらしていることは間違いません。また、今回の視察では、過酷な環境で働いている弁護士たちへのバックアップを積極的に行う必要性を再認識しました。